

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（概要）

背景

- クロスボウが使用された凶悪事件の発生
 - ・令和2年6月、兵庫県宝塚市における4人殺傷事件。7、8月と殺人未遂事件が相次ぎ発生
 - ・過去10年間余で、クロスボウが使用された刑法犯検挙件数の半数以上（13／23件）が故意に人の生命・身体を害する罪（殺人、殺人未遂等）
- 拳銃や空気銃（銃刀法で規制）に匹敵する威力
 - ・警察庁科学警察研究所における実験により確認



クロスボウの一例



後部を貫通し停止

科学警察研究所における実験
(合成樹脂製ヘルメットに対する射撃実験)

改正の概要

1 所持の禁止と所持許可制の導入

- 人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウを所持禁止の対象とする
- 一定の用途（標的射撃、動物麻酔等）に供するため規制対象のクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない

2 使用、保管等に関する規制

- 使用 標的射撃は危害予防上必要な措置が執られている場所に限る
- 保管 適切な設備及び方法により保管する義務
- 譲渡し（販売等） 譲渡し時に所持許可証を確認する義務
販売事業者は都道府県公安委員会に届出

3 その他

- 不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分
- 施行日は、公布の日から9月を超えない日（政令で定める）
- 施行前から所持する者は、一定期間内に許可申請、廃棄等